

東京学芸大学自動車入構要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成28年2月4日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学自動車入構要項の一部を改正する要項

東京学芸大学自動車入構要項(平成23年7月7日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学自動車入構要項の一部改正について

改正理由：自動二輪車及び原動機付自転車についても交通環境整備費を徴収するため、所要の改正を行う。

改 正	現 行
<p>東京学芸大学自動車等入構要項</p> <p><u>第1条～第17条</u> 〔省略〕</p> <p>(交通環境整備費)</p> <p><u>第18条</u> 本学の交通環境の整備及び自然環境の保全のため、次に掲げる者から交通環境整備費を徴収する。</p> <p>(1) 年間入構証または期限付入構証の交付を受ける教職員（非常勤講師を除く）</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p><u>第19条</u> 交通環境整備費の金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>自動車 年額12,000円（月額1,000円）</u></p> <p>(2) <u>自動二輪車及び原動機付自転車 年額6,000円（月額500円）</u></p> <p><u>2 一旦、徴収した交通環境整備費は返還しない。</u></p> <p><u>第20条～第26条</u> 〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要項は、平成28年2月4日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要項は、平成28年度以降の年間入構証または期限付入構証の交付希望者から適用し、平成27年度の年間入構証または期限付入構証を交付希望者については、なお従前の例による。</u></p>	<p>東京学芸大学自動車入構要項</p> <p><u>第1～第17</u> 〔省略〕</p> <p>(交通環境整備費)</p> <p><u>第18</u> 本学の交通環境の整備及び自然環境の保全のため、次に掲げる者から交通環境整備費を徴収する。</p> <p>(1) 年間入構証または期限付入構証の交付を受ける教職員（非常勤講師及び<u>自動二輪車または原動機付自転車</u>で通勤する者を除く）</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p><u>第19</u> 交通環境整備費は、年12,000円、月1,000円とし、一旦、徴収した交通環境整備費は返還しない。</p> <p><u>第20～第26</u> 〔省略〕</p>